住宅改修費支給に関する承諾書

　次に該当する場合は、介護保険法に基づく住宅改修費が支給されない場合があります。

**１　入院中または施設入所中に改修工事に着手する場合**

　　住宅改修費は、退院又は施設退所が確実であり、在宅生活することを前提として事前申請を行うことが可能です。しかし、何らかの事情で退院・退所しないこととなった場合には、住宅改修費は支給されません。この場合、改修費は全額自己負担となります。

**２　住宅改修が完了する前に対象となる被保険者が死亡もしくは入院・施設入所した場合**

　　在宅中に住宅改修費の支給申請を行い、工事完了前に被保険者本人が死亡、入院・施設入所した場合には、その時点で完了している工事部分のみが支給対象となります。この場合、死亡、入院・入所日以降の改修費は自己負担となります。

上記事項を承諾したうえで住宅改修工事を行います。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　被保険者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（または代理人）

|  |  |
| --- | --- |
| 入院・入所の状況 | 退院（退所）予定日　　　　　　年　　　月　　　日　入院（入所）施設名　　　　　　　　　　　　　　　　 |